相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県勝山市荒土町新保第六号一〇四番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　清水　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

福井市春山一丁目四番一一号春山ビル三階　和田晋一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　和田　晋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市立花町四六五番地、最後の住所大阪市生野区小路東三丁目一番三〇号　被相続人　亡　川端　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一号室　相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区千日前一丁目八番、最後の住所大阪市住之江区南港北一丁目四番一号特別養護老人ホーム浜木綿苑　被相続人　亡　上島キクノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階　相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市用海町八三番地、最後の住所兵庫県西宮市石在町三番一六号　被相続人　亡　名田　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号　相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区元町通五丁目三六番地一、最後の住所神戸市中央区元町通五丁目八番四号　被相続人　亡　中川　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号神戸クリスタルタワー二一階神陵法律事務所　相続財産管理人　長谷部信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡大崎町野方四〇五七番地、最後の住所神戸市東灘区魚崎南町一丁目二番二―五一四号　被相続人　亡　安樂　英徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号神戸クリスタルタワー二一階神陵法律事務所　相続財産管理人　長谷部信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区島之内二丁目一七番地、最後の住所和歌山県岩出市西国分四〇一番地の三　被相続人　亡　安倉　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

和歌山市四番丁三七番地秋桜舎三階　相続財産管理人　弁護士　岩橋　幸誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡田布施町大字別府三六六番地、最後の住所山口県熊毛郡平生町大字曽根一二六番地の二　被相続人　亡　条元　幸惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

山口県柳井市南町三丁目六番一一号Ｂｌｉｓｓ南町一階二階あさかぜ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉岡　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊田町大字西市八番地一、最後の住所山口県宇部市西宇部南二丁目五番三二―五号　被相続人　亡　山中　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

山口県宇部市松島町一八番一〇号太陽生命ビル四階　相続財産管理人　弁護士　近本佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市飯山町川原九四五番地、最後の住所香川県坂出市谷町一丁目四番三六号　被相続人　亡　竹林　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号キヘェビル二階　相続財産管理人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市三本松町三丁目甲二一五四番地四九、最後の住所香川県観音寺市三本松町二丁目五番六七号　藤村アパート五号　被相続人　亡　筒井　忠広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二階有明法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋月　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区字妙見町一二番地、最後の住所福岡県筑紫野市以下不明　被相続人　亡　日下部ウタ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

福岡市東区香椎駅前二丁目一五番一号　相続財産管理人　司法書士　原口　敏一

第７期決算公告

平成28年10月14日　東京都渋谷区恵比寿西一丁目７番７号

ナビプラス株式会社

代表取締役　篠　寛

貸借対照表の要旨（平成28年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	535	流動負債	155
固定資産	312	（賞与引当金）	(1)
		固定負債	0
		株主資本	692
		資本金	220
		資本剰余金	79
		資本準備金	45
		その他資本剰余金	34
		利益剰余金	392
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	382
		（うち当期純利益）	(72)
資産合計	848	負債・純資産合計	848